

荒井達夫の「行政監視論」の授業について

●授業内容は、おおむね以下のとおりです。

- ・ ガイダンス
- ・ 主催者から、国会の実務家（議員と職員）の皆さんへ
- ・ 行政監視の定義（荒井説）、そもそも行政監視とは何か
- ・ 行政監視と二院制、参議院の役割とは何か
- ・ 「参議院人事行政監視院＋衆議院会計検査院」構想
- ・ 行政監視と憲法改正
- ・ 「参議院行政監視研究所」構想
- ・ 国葬と行政監視
- ・ 公文書管理と行政監視
- ・ 行政監視の思想的土台（行政監視に関する荒井・竹田説）
- ・ 社会契約説の現代的意義を考える
- ・ 学説の検討（牧原出、棟居快行）
- ・ 学説の検討（山谷清秀、大山礼子）
- ・ 必読の情報、行政監視論と行政監視学会
- ・ まとめ

●教科書は、荒井達夫のホームページ「行政監視研究会」を使います。

本質的な違い：従来の行政学 vs 行政監視論

観点	従来の行政学	行政監視論
対象領域	行政組織・政策形成・官僚制の分析	行政に対する制度的監視と責任の設計
主語	行政（政府・官僚）	国会（立法府）による行政監視
視座	行政の効率性・政策評価	権力の制御・公共性の確保・制度的責任
制度設計の焦点	行政の内部改革（PDCA、NPM など）	外部からの制度的監視機構の構築
理論的背景	行政学・政治学・公共経営論	憲法学・哲学・制度技術論 「行政監視に関する 荒井・竹田説」
実務との接続	官僚制の分析・政策評価手法	国会職員による監視技術の体系化
教育的アプローチ	行政の仕組みを理解する	行政を監視する技術と思想を習得する

1. 主語の転換：行政から国会へ

従来の行政学は行政をどう理解するかが中心ですが、荒井達夫の「行政監視論」は行政をどう監視するかに主眼を置きます。つまり、主語が行政から立法府（国会）へと移ることで、制度設計の方向性が根本的に変わります。

2. 制度技術としての行政監視

荒井は「行政監視」を制度技術として定義しています。これは、単なる批判やチェックではなく、制度的に設計された技術体系であり、国会職員が専門的に担うべき職能と位置付けられています。

3. 哲学的・憲法的基盤の重視

従来の行政学が実証主義的・政策科学的傾向を持つのに対し、「行政監視論」は公共性・責任・制度倫理といった哲学的概念を制度設計に組み込んでいます。特に「行政監視に関する荒井・竹田説」に基づく憲法改正案の提示はその象徴です。

4. 教育の目的と方法の違い

従来の行政学は行政の仕組みを理解することを目的としますが、荒井達夫の「行政監視論」は「行政を監視する技術と思想を習得する」ことを目的とします。これは教育の設計思想における大きな違いです。

以上の違いは、単なる学問的差異ではなく、民主主義の制度設計における根本的な転換を意味します。「行政監視論」は、立法府による行政の制度的監視を公共性の担保として位置づけ、国民主権の実現手段として制度化しようとするものです。この視座は、従来の行政学が見落としてきた権力の制御という本質的課題に真正面から向き合うものであり、行政学の再構築を促す知的挑戦といえるでしょう。